

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 笹宏行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社57社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、その他の連結子会社110社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の事業計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、事業計画の連結売上高の概ね3分の2に達している拠点及び期中の変動を加味し重要性が大きいと判断した拠点13事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

前事業年度末における複数の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日においては是正措置が完了し、財務報告に係る内部統制の評価結果は有効と判断しました。なお、不備への是正措置の取り組みは以下のとおりであります。

(1) 全社的な内部統制の不備に関する是正

コーポレート・ガバナンス体制の強化

平成24年4月20日開催の臨時株主総会において、取締役会の構成員の過半数を独立性の高い社外取締役にするとともに、社長以外(会長)の取締役会議長への就任、過半数を社外取締役に構成する独立委員会による役員候補者の指名及び取締役報酬の決定、さらに、役員の最長在任期間及び上限年齢の設定を行いました。また、監査役についても独立性の高い社外監査役の選任や、常勤監査役のうち一人は社外から招聘するなど、執行と監督の分離、並びに取締役会による執行部門への監督機能の強化を図りました。

コンプライアンス体制の強化

経営理念の再定義、グループ企業行動憲章や行動規範の改訂を行ったうえで、「オリンパス経営陣によるコンプライアンスコミットメント」を発表することで、経営陣のコンプライアンスに対する意識改革を進めるとともに、当社及びグループ会社すべての役職員全員に周知を行いました。また、チーフコンプライアンスオフィサーの任命、独立性の高い社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会の設置、グローバルコンプライアンスマネジメントシステム規定の策定により、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図りました。

内部通報制度の拡充

内部通報窓口を社内だけでなく社外にも設置し、不正を知った者の内部通報義務を明確にするなど、内部通報制度の拡充を行いました。また、内部通報制度は当社のみならず海外も含むすべてのグループ会社で整備を行いました。

(2) 決算財務報告プロセスに係る重要な不備に関する是正

経理関連の方針・規程・マニュアルの整備、経理部要員体制の強化などを実施しました。また、当社及び連結子会社における財務数値検証プロセスや当社による連結子会社の報告資料のモニタリング体制の見直しを行うとともに、決算作業の進捗管理を徹底し、課題に対し十分な検討を行うことで、より正確な財務報告ができる体制を整備いたしました。

(3) 韓国子会社元代表理事による違法な職務行為に関する是正

当該子会社の役員体制の刷新と理事会(取締役会)の定期開催によるコーポレート・ガバナンス体制の改善、規程類の制定・整備を行いました。また、当該子会社をアジア・オセアニア地域統括会社傘下へ組み込み、当社からの役員・管理職を派遣するなど、当社及びアジア・オセアニア地域統括会社による監視・監督機能を強化しました。